



① コアジサシ
② ゼニタナゴ
③ ヒヌマイトトンボ
④ キソエビネ
⑤ オオシラヒゲソウ
⑥ クマガイソウ

守ろう野生動植物

県野生動植物の保護に関する条例が本格施行

4月1日から「県野生動植物の保護に関する条例」が本格施行されました。

絶滅のおそれのある県内の野生動植物について、より実効性のある保護施策に取り組みます。

県内の多種多様な野生動植物を取り巻く課題に柔軟に対応し、機動性の高い保護施策を総合的に実施するため、昨年3月、「県野生動植物の保護に関する条例」が制定されました。県、事業者、県民の各主体の責務や特定希少野生動植物の個体の捕獲・採取などの制限、生息・生育地の保全に関する規制などが規定されています。1年間の準備期間を経て、4月1日から本格施行されました。

条例の主な内容

● 県、事業者、県民の責務の明確化

- 県／野生動植物保護のための基本的・総合的施策の実施、市町村への助言など
- 事業者／希少野生動植物保護のための必要な措置と保護施策への協力
- 県民／希少野生動植物の保護と保護施策への協力

● 特定希少野生動植物に関する規制など

- 希少野生動植物のうち特に保護を図る必要があるものを「特定希少野生動植物」に指定
- 特定希少野生動植物の捕獲などの禁止
- 違法に捕獲された特定希少野生動植物の譲り受けなどの禁止
- 学術研究目的の捕獲などの場合は要許可
- 特定希少野生動植物の生息・生育地の保護のため、「生息地等保護区」などを指定
- 特定希少野生動植物の保護管理事業の促進

● 県などの工事における配慮

- 県の工事における希少野生動植物への配慮
- 国、市町村へ適切な情報を提供

● その他

- 調査研究の推進／普及啓発の推進／関係機関との連携／監視体制の整備／土地所有者などとの保護協定／外来種に関する施策／違法行為に対する罰則適用

● 捕獲、採取等が原則禁止となる特定希少野生動植物

(平成17年3月11日指定分)

分類	名称	生息・生育特性	主な分布地域
植物	オオシラヒゲソウ	河川流域の湿った岩上など	会津南部
	シラヒゲソウ	渓谷や河川の湿った草地や岩場	会津南部
	ビャッコイ	湧水池(砂泥質の沼地)	表郷村
	キソエビネ	自然林	会津南部
	サルメンエビネ	自然林	会津南部
	クマガイソウ	雑木林、スギ林、竹林	中通り北部、会津北部など
	コ克蘭	照葉樹林	いわき市
昆虫類	ヒヌマイトトンボ	河川の河口付近のヨシ原	新地町、相馬市、原町市
鳥類	コアジサシ	海岸、河口、河川などに営巣。東南アジアで越冬	浜通りの河口、阿武隈川、阿賀川河川敷など
淡水魚類	ゼニタナゴ	池沼、小河川	一部の河川など

※いずれも県レッドデータブック絶滅危惧I類指定

☎ 県庁自然保護グループ ☎ 024(521)7210

🌐 <http://www.pref.fukushima.jp/shizen/>